

平成 26 年度より小型家電リサイクルを実施しております

小型家電（携帯電話、デジタルカメラなど）は、金や銅など、有用金属が多く含まれる一方で、鉛などの有害な金属も含まれます。また、希少なレアメタルも含まれています。このため、使用済み小型家電の回収・リサイクルを推進するため、平成 25 年 4 月 1 日から「小型家電リサイクル法」がスタートしました。それを踏まえ、芦別市では、使用済み小型家電の回収を行っております。みなさまのご協力をお願いします。

① 家電の回収方法

芦別市役所内に設置した専用の回収ボックスへ直接入れてください。ボックスの投入口（30×30cm）に入らない大きさのものは、資源ごみ保管施設の使用済み小型家電置き場に運んでください。なお、回収時間は市役所庁舎開庁時（平日 8：30～17：15）とします。ご不明な点はお問い合わせください。

② 回収対象となる小型家電

みなさんが通常生活で使用する電気機械のうち、家電リサイクル法対象の機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫/冷凍庫、洗濯機/衣類乾燥機）を除き、ほぼ全ての品目を対象としていますが、太陽光パネル等、特殊な取り外し工事を必要とする品目や、破損しやすく特別な収集運搬を必要とする蛍光管や電球等は対象外としています。

<小型家電リサイクルの対象品目>

1 有線通信機械器具 (電話機、ファクシミリなど)	16 フィルムカメラ
2 無線通信機械器具 (携帯電話、PHS、ETCユニットなど)	17 台所用電気機械器具 (炊飯器、電子レンジ、コーヒーメーカー等) ※家電リサイクル法対象の冷蔵庫、冷凍庫は除く
3 ラジオ、テレビジョン受信機 ※家電リサイクル法対象のテレビは除く	18 空調用電気機械器具 (扇風機、電気除湿機、空気清浄機など) ※家電リサイクル法対象のエアコンは除く
4 映像用機械器具 (デジタルカメラ、DVDレコーダなど)	19 衣料用又は衛生用の電気機械器具 (電気掃除機、電気アイロンなど) ※家電リサイクル法対象の洗濯機、乾燥機は除く
5 電気音響機械器具 (オーディオプレイヤー、補聴器など)	20 保温用電気機械器具電気 (電気こたつ、電気ストーブなど) ※電気こたつは天板及びテーブル部分を除く
6 パーソナルコンピュータ (ノート、デスクトップ、タブレット各種)	21 理容用電気機械器具 (ドライヤー、電気カミソリ、電動歯ブラシなど)
7 補助記憶装置 (外付けHD、USB等のデジタルメモリ)	22 電気マッサージ器
8 印刷装置 (パソコン用プリンタなど)	23 運動用電気機械器具 (ランニングマシン、サイクルマシンなど)
9 ディスプレイその他表示装置 (パソコン用モニタなど)	24 園芸用電気機械器具 (電気芝刈り機など)
10 電子書籍端末	25 電気照明器具 (懐中電灯、照明器具など)
11 電動ミシン	26 電子時計及び電気時計 (腕時計、電子式置時計など)
12 電動工具 (電気グラインダー、電気ドリルなど)	27 電子楽器及び電気楽器 (電子キーボード、エレキギターなど)
13 事務用電気機械器具 (電卓、電子辞書など)	28 電子玩具及び電動式玩具 (ゲーム機、電気式のおもちゃなど)
14 計量用又は測定用の電気機械器具 (電子体温計、ヘルスメータなど)	
15 医療用電気機械器具 (家庭用吸入器等)	